

2024年3月25日

各位

小田急電鉄株式会社

一部規則の改定について

誠に勝手ながら、一部規則の改定を行います。詳細は、下記のとおりです。

記

1 改定規則

- (1) 「旅客営業規則」 第36条 第1項 第3号 アの様式
- (2) 「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」 第10条、第12条、第18条、20条

2 改定日

2024年4月1日（月）初電より

3 改定内容

【別紙1】【別紙2】新旧表をご確認ください。

以上

「旅客営業規則」新旧対照表 改定(20240401)

現行版 「旅客営業規則」	改定版 「旅客営業規則」																																																		
<p>(通学定期乗車券の発売) 第36条 第1項 第3号 アの様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 90%; margin: auto;"> <div style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;"> 契印 </div> <p>No. _____ 通学証明書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 20%;">学校種別 又は指定番号</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 20%;">区分</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%;">通学者の氏名・ 年齢及び性別</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">(才) 男女</td> </tr> <tr> <td colspan="2">通学者の住所</td> </tr> <tr> <td>部科及び学年</td> <td style="text-align: center;">部 科 学年(年次)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">証明書番号</td> </tr> <tr> <td>通学区分</td> <td style="text-align: center;">駅 駅間 経由</td> </tr> <tr> <td>通学定期乗車券の有効期間</td> <td style="text-align: right;">箇月</td> </tr> <tr> <td>※通学定期乗車券の使用開始日</td> <td style="text-align: right;">令和 年 月 日から</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 15px; text-align: center; vertical-align: middle;">証 明</td> <td style="width: 70%;"> 令和 年 月 日発行 学校所在地 _____ 学 校 名 _____ 学校代表者氏名 _____ </td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 代表者 職 印 </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">1. この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。 2. この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入(性別は、該当のものを○で囲む。)してください。 3. この証明書のうち、※印の欄は、通学者が記入してください。 4. この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは、使用できません。</p> <p style="font-size: small;">下欄には、記入しないでください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">(発行駅) (乗車券番号) (発行年月日)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">(基本運賃) (発売運賃) (差額運賃)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">12.5cm (裏無地)</p> </div>	学校種別 又は指定番号		区分		通学者の氏名・ 年齢及び性別	(才) 男女	通学者の住所		部科及び学年	部 科 学年(年次)	証明書番号		通学区分	駅 駅間 経由	通学定期乗車券の有効期間	箇月	※通学定期乗車券の使用開始日	令和 年 月 日から	証 明	令和 年 月 日発行 学校所在地 _____ 学 校 名 _____ 学校代表者氏名 _____	代表者 職 印	年 月 日まで	(発行駅) (乗車券番号) (発行年月日)	(基本運賃) (発売運賃) (差額運賃)	<p>(通学定期乗車券の発売) 第36条 第1項 第3号 アの様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 90%; margin: auto;"> <div style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;"> 契印 </div> <p>No. _____ 通学証明書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 20%;">学校種別 又は指定番号</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 20%;">区分</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%;">通学者の氏名・ 氏名・年齢</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">(歳)</td> </tr> <tr> <td>通学者の居住地</td> <td style="text-align: right;">電話 ()</td> </tr> <tr> <td>部科及び学年</td> <td style="text-align: center;">部 科 学年(年次)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">証明書番号</td> </tr> <tr> <td>通学区間</td> <td style="text-align: center;">駅 駅間 経由</td> </tr> <tr> <td>通学定期乗車券の有効期間</td> <td style="text-align: right;">箇月</td> </tr> <tr> <td>※通学定期乗車券の使用開始日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日から</td> </tr> <tr> <td>卒業予定年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日まで</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 15px; text-align: center; vertical-align: middle;">証 明</td> <td style="width: 70%;"> _____年____月____日発行 学校所在地 _____ 学 校 名 _____ 学校代表者氏名 _____ </td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 代表者 職 印 </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">1 この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。 2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入してください。 3 この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。</p> <p style="font-size: small;">下欄には、記入しないでください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">(発 行 駅) (乗車券番号) (発行年月日)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">(基本運賃) (発売運賃) (差額運賃)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">(タテ 18.2cm×ヨコ 12.5cm 裏無地)</p> </div>	学校種別 又は指定番号		区分		通学者の氏名・ 氏名・年齢	(歳)	通学者の居住地	電話 ()	部科及び学年	部 科 学年(年次)	証明書番号		通学区間	駅 駅間 経由	通学定期乗車券の有効期間	箇月	※通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日から	卒業予定年月日	年 月 日まで	証 明	_____年____月____日発行 学校所在地 _____ 学 校 名 _____ 学校代表者氏名 _____	代表者 職 印	年 月 日まで	(発 行 駅) (乗車券番号) (発行年月日)	(基本運賃) (発売運賃) (差額運賃)
学校種別 又は指定番号		区分																																																	
通学者の氏名・ 年齢及び性別	(才) 男女																																																		
通学者の住所																																																			
部科及び学年	部 科 学年(年次)																																																		
証明書番号																																																			
通学区分	駅 駅間 経由																																																		
通学定期乗車券の有効期間	箇月																																																		
※通学定期乗車券の使用開始日	令和 年 月 日から																																																		
証 明	令和 年 月 日発行 学校所在地 _____ 学 校 名 _____ 学校代表者氏名 _____	代表者 職 印																																																	
年 月 日まで																																																			
(発行駅) (乗車券番号) (発行年月日)																																																			
(基本運賃) (発売運賃) (差額運賃)																																																			
学校種別 又は指定番号		区分																																																	
通学者の氏名・ 氏名・年齢	(歳)																																																		
通学者の居住地	電話 ()																																																		
部科及び学年	部 科 学年(年次)																																																		
証明書番号																																																			
通学区間	駅 駅間 経由																																																		
通学定期乗車券の有効期間	箇月																																																		
※通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日から																																																		
卒業予定年月日	年 月 日まで																																																		
証 明	_____年____月____日発行 学校所在地 _____ 学 校 名 _____ 学校代表者氏名 _____	代表者 職 印																																																	
年 月 日まで																																																			
(発 行 駅) (乗車券番号) (発行年月日)																																																			
(基本運賃) (発売運賃) (差額運賃)																																																			

様式変更のため差し替え⇒

「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」新旧対照表 改定(20240401)

現行版	改定版
<p data-bbox="608 478 1113 506">「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」</p> <p data-bbox="926 548 1489 611">2020.3.18 旅通牒甲2020第5号制定 2024.2.21 旅通牒甲2024第4号改定</p> <p data-bbox="249 653 667 680">(モバイルIC定期乗車券等の発売)</p> <p data-bbox="231 684 1469 1696"> 第10条 旅客がモバイルPASMO及びApple PayのPASMOに定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、購入に必要な事項等を入力の上、旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。 2 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の2日前までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第3項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。 (1) 新規購入の場合 (2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合 (3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合 (4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合 3 前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。 (1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せて郵送する。 (2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。 4 第1項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOの画面及び会員メニューにより確認することができる。 5 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点を以って行われる。 6 第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、東海旅客鉄道線連絡の定期乗車券、および実習用通学定期乗車券の発売はしない。 7 モバイルIC定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。 8 モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。 9 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOへ企画乗車券の発売は行わない。 </p> <p data-bbox="1243 1703 1457 1730">第10項を新設⇒</p>	<p data-bbox="1875 478 2380 506">「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」</p> <p data-bbox="2166 548 2730 611">2020.3.18 旅通牒甲2020第5号制定 2024.3.18 旅通牒甲2024第8号改定</p> <p data-bbox="1525 653 1944 680">(モバイルIC定期乗車券等の発売)</p> <p data-bbox="1507 684 2745 1829"> 第10条 旅客がモバイルPASMO及びApple PayのPASMOに定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、購入に必要な事項等を入力の上、旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。 2 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の2日前までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第3項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。 (1) 新規購入の場合 (2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合 (3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合 (4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合 3 前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。 (1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せて郵送する。 (2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。 4 第1項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOの画面及び会員メニューにより確認することができる。 5 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点を以って行われる。 6 第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、東海旅客鉄道線連絡の定期乗車券、および実習用通学定期乗車券の発売はしない。 7 モバイルIC定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。 8 モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。 9 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOへ企画乗車券の発売は行わない。 10 第1項の規定にかかわらず、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに通学定期乗車券を購入する旅客は、保護者等のクレジットカードを定期旅客運賃の決済に使用することができる。このとき、決済に使用するクレジットカードに関する情報は、購入の都度、クレジットカードの名義人が入力するものとする。 </p>

(モバイルIC定期乗車券の区間変更)

第12条 モバイルIC定期乗車券の区間変更を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を会員自らが行い、不要となった定期乗車券の払いもどし、および新たな定期乗車券の購入を同時に請求した場合に限り取扱う。

2 前項に**関わらず**、新たに購入を希望する定期乗車券が、発駅が当社の駅以外の駅へ変更となる場合、**モバイルIC定期乗車券を発売する**事業者以外の区間のみである場合、またはICカード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、当社が別に定める方法により取り扱う。**文言修正・一部改定⇒**

3 PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期券情報のあるPASMOカードの情報をモバイルPASMO及びApple PayのPASMOに発行替えを行ったのちに当該モバイルIC定期乗車券の区間変更をする場合、会員規約の定めによる会員登録を行ったうえで取扱う。

4 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。

ただし・・・この限りではない追加⇒

5 前1項の取扱いは5時から23時45分までとする。**なお、第2項による取扱いをする場合は9時から20時までとする。なお・・・20時までとする。削除⇒**

(免責事項)

第18条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

2 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入又は払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

3 モバイルPASMO又はApple PayのPASMOを使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイルIC乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。

4 第11条に定める発行替え及び第17条に定める携帯情報端末等の機種変更、**紛失または故障に伴うモバイルIC乗車券の再発行により、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、**当社はその責めを負わない。**または機種変更追加⇒**

(モバイルIC定期乗車券の払いもどし)

第20条 モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、PASMO取扱規則に関する特約に定めるモバイルPASMOアプリ、PASMOアプリケーション、会員メニューの操作、またはサポートセンターのいずれかによる所定の手続きにより払いもどしを行う。このときの払いもどし額は、旅客営業規則の定めるところによる。

2 前項による払いもどしは、購入時に使用したクレジットカードの銀行口座等に送金することにより返金するものとする。この場合、送金期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。なお、クレジットカードを通じた送金により返金することができない場合は、旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行うことがある。

3 前条による払いもどしを行う場合で、第10条により発売された有効な定期乗車券が付加されているときは、第1項に定める定期乗車券の払いもどしと同時にを行うものとする。

4 **第11条第2項**による方法で発行替えを行ったApple PayのPASMOの払いもどしを行う場合は、会員規約の定めによる会員登録後、第1項により取扱う。ただし、当該払いもどしによる返金は、旅客が指定する旅客名義の日本国内の金融機関の銀行口座等に返金するものとする。

第11条2項、項削除⇒

5 前各項により、モバイルPASMOアプリ、PASMOアプリケーション、会員メニューから、会員自らがモバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払いもどし操作を行う場合、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンターによる払いもどし手続きを請求する場合は、旅客に代わってサポート

(モバイルIC定期乗車券の区間変更)

第12条 モバイルIC定期乗車券の区間変更を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を会員自らが行い、不要となった定期乗車券の払いもどし、および新たな定期乗車券の購入を同時に請求した場合に限り取扱う。

2 前項に**かかわらず**、新たに購入を希望する定期乗車券が、発駅が当社の駅以外の駅へ変更となる場合、**別に定める**事業者以外の区間のみである場合、またはICカード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、当社が別に定める方法により取り扱う。

3 PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期券情報のあるPASMOカードの情報をモバイルPASMO及びApple PayのPASMOに発行替えを行ったのちに当該モバイルIC定期乗車券の区間変更をする場合、会員規約の定めによる会員登録を行ったうえで取扱う。

4 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。**ただし、第10条第10項の規定により決済する場合は、この限りではない。**

5 前1項の取扱いは5時から23時45分までとする。

(免責事項)

第18条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

2 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

3 モバイルPASMOまたはApple PayのPASMOを使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイルIC乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。

4 第11条に定める発行替え及び第17条に定める携帯情報端末等の機種変更、**の紛失、故障または機種変更に伴うモバイルIC乗車券の再発行、その他コンピュータシステム処理等により、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、**当社はその責めを負わない。

(モバイルIC定期乗車券の払いもどし)

第20条 モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、PASMO取扱規則

に関する特約に定めるモバイルPASMOアプリ、PASMOアプリケーション、会員メニューの操作、またはサポートセンターのいずれかによる所定の手続きにより払いもどしを行う。このときの払いもどし額は、旅客営業規則の定めるところによる。

2 前項による払いもどしは、購入時に使用したクレジットカードの銀行口座等に送金することにより返金するものとする。この場合、送金期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。なお、クレジットカードを通じた送金により返金することができない場合は、旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行うことがある。

3 前条による払いもどしを行う場合で、第10条により発売された有効な定期乗車券が付加されているときは、第1項に定める定期乗車券の払いもどしと同時にを行うものとする。

4 第11条の2による方法で発行替えを行ったApple PayのPASMOの払いもどしを行う場合は、会員規約の定めによる会員登録後、第1項により取扱う。ただし、当該払いもどしによる返金は、旅客が指定する旅客名義の日本国内の金融機関の銀行口座等に返金するものとする。

5 前各項により、モバイルPASMOアプリ、PASMOアプリケーション、会員メニューから、会員自らがモバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払いもどし操作を行う場合、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンターによる払いもどし手続きを請求する場合は、旅客に代わって

センター係員が払いもどしのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。ただし、旅客はサービス提供時間内にいずれかの払いもどし操作を行うものとする。

- 6 当社は、払いもどしを請求した旅客の会員情報（旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行う場合にあつては、その口座情報）が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行う。
- 7 モバイルIC乗車券により旅行を開始した場合、その旅行が終了するまで払いもどしを請求することはできない。
- 8 この払いもどしの取扱いは5時から23時45分までとする。ただし、サポートセンターによる払いもどしは9時から18時までとする。

サポートセンター係員が払いもどしのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。ただし、旅客はサービス提供時間内にいずれかの払いもどし操作を行うものとする。

- 6 当社は、払いもどしを請求した旅客の会員情報（旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行う場合にあつては、その口座情報）が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行う。
- 7 モバイルIC乗車券により旅行を開始した場合、その旅行が終了するまで払いもどしを請求することはできない。
- 8 この払いもどしの取扱いは5時から23時45分までとする。ただし、サポートセンターによる払いもどしは9時から18時までとする